

「南さつま市スポーツ観光推進協議会」合宿等誘致促進奨励金について

南さつま市内でスポーツ大会や合宿をする団体に奨励金を支払います。

■奨励金の支払い要件

○県外や県内離島にある運動系の団体（プロ・実業団・部・サークル）であること

・文化系の団体は奨励金支払いの対象外となります。

○市内の施設で大会や練習を行い、かつ、市内の施設に宿泊すること

- ・練習だけ市内、宿泊だけ市内という場合は奨励金支払いの対象となりません。
- ・宿泊料を要しない施設や集会施設・キャンプ場のテント・コテージなどに宿泊する場合も奨励金支払いの対象となりません。
- ・市が設置した「かせだ交流センターさんぱる」、「金峰温泉交流の郷いなほ館」、「笠沙恵比寿」に宿泊する場合も奨励金支払いの対象となりません。ただし、各施設に支払われる1人当りの宿泊料金が1泊2食付で6,000円以上の場合は奨励金をお支払いします。

○1回の合宿等における宿泊日数が連続3日間以上で、かつ、延べ宿泊数が40泊以上であること

・延べ宿泊数とは、宿泊数の合計で、例えば20人が3泊した場合の延べ宿泊数は、20人×3泊で、60泊となります。

■奨励金の額

○奨励金は、高校生以下が1人1泊700円、大学生を含む一般の方が1人1泊1,000円で、1回の合宿につき20万円を限度とします。

（一般の場合・・・）

※20人が5泊した場合、20人×5泊×1,000円＝100,000円

※50人が6泊した場合、50人×6泊×1,000円＝300,000円

限度額を超えるため、奨励金は200,000円となります。

※国外の団体は、コテージ等に宿泊しても100,000円を限度に交付

■奨励金の請求手続き

○合宿を開始する前に、『奨励金交付申請書』を協議会事務局に提出してください。

○合宿終了後は、市内の宿泊施設が発行する『宿泊者数証明書』と『奨励金口座振込申出書』を協議会事務局に提出してください。

※「かせだ交流センターさんぱる」、「金峰温泉交流の郷いなほ館」、「笠沙恵比寿」に宿泊した団体は、『宿泊者数証明書』に料金の明細が記載された領収書の写しを必ず添付してください。

【お問い合わせ】

〒897-8501 鹿児島県南さつま市加世田川畑2648

南さつま市 産業おこし部 観光交流課（南さつま市スポーツ観光推進協議会事務局）

TEL：0993-53-2111 FAX：0993-52-0113

E-mail：kankou3@city.minamisatsuma.lg.jp